

# 山形県立山形工業高等学校 エレベーター保守点検業務委託仕様書

## 1 業務内容

本業務は、山形県立山形工業高等学校東棟エレベーターの安全な運行及び適法な状態の維持を図るために必要なエレベーターの定期的な保守点検<sup>(※1)</sup>、建築基準法第12条の規定に基づく法定検査、遠隔監視、遠隔点検及び遠隔診断、不具合発生時に必要な措置並びに事故・災害の発生時の対応等を行う業務である。

※1) 「保守」とは、エレベーターの清掃、注油、調整、消耗品の補充・交換等を行うことをいい、「点検」とは、エレベーターの損傷、変形、摩耗、腐食、発生音等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守及びその他の措置が必要かどうかの判断を行うことをいう。(本件業務の一部における遠隔監視又は遠隔点検を含む。)

## 2 契約対象となるエレベーター

- (1) 設置場所 山形市緑町一丁目5番12号 山形県立山形工業高等学校東棟
- (2) 対象設備 三菱機械室レスエレベーター AXIEZ 1基(遠隔点検及び遠隔診断対応)  
く 乗用・定員11人・積載量750kg・定格速度60月/月in・停止階床数5)
- (3) 付加装置 車いす仕様・視覚障害者仕様・P波センサ付地震時管制運転装置(EER-P)・火災時管制運転装置(FER)・停電時自動着床装置(MELD)・乗場遮煙装置(ディフェンストア)・マルチビームドアセンサ(MBS)・気配りドア・かご内気配りアナウンス

## 3 契約方式

エレベーターの定期的な機器・装置の保守点検を行うことに加え、点検結果に基づく合理的な判断のもと、劣化した部品の取替えや修理等を行うフルメンテナンス契約方式とする。

## 4 保守点検事項

- (1) エレベーター保守点検の項目及び内容は、別表1によるものとする。
- (2) 受託者は、遠隔監視<sup>(※2)</sup>装置、遠隔点検<sup>(※3)</sup>装置及び遠隔診断<sup>(※4)</sup>装置を設置のうえ、常時運行状態を記録し、その記録をもとにした遠隔監視装置等による定期点検を毎月実施すること。
  - ※2) 「遠隔監視」とは、受託者の監視センター等において、通信回線を利用して常時エレベーターの異常・不具合の有無を監視すること及び、かご内に人が閉じ込められた場合に、かご内のインターホン・カメラで受託者の監視センター等と直接通話できる機能を具備し、別表3において定める項目を監視することをいう。
  - ※3) 「遠隔点検」とは、受託者の監視センター等が通信回線を利用して行う点検をいい、別表3において定める項目を点検するものとする。
  - ※4) 「遠隔診断」とは、通常運転とは異なる状態を意図的に作りだして、緊急装置が正確に作動するかを診断することをいう。
- (3) 本エレベーターと同型又は類似のエレベーターの保守点検実績があり、知識・技術力を有する技術員による巡回点検を3月に1回実施すること。
- (4) 受託者は、エレベーター及び付加装置が常時、円滑かつ安全に作動するよう必要な整備を行うこと。
- (5) 地震発生時は、地震時管制運転装置で休止したエレベーターの物的損傷等異常の有無を自動診断し、運行に支障がなく安全性が確認された場合は自動復旧できるようにすること。
- (6) 受注者は、建築基準法第12条の規定に基づく法定検査及び定期点検を、定期的に、一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機検査資格者に行わせること。

## 5 受託者所有機器等

- (1) 受託者は、本業務を実施するため、現地の状況に応じて、受託者所有の機器・部品・備品・電話回線等(以下「受託者所有機器」という。)を対象昇降機又は建物に設置するものとする。なお、設置にあたっては、本エレベーター又は建物に配線等を施すことができるものとする。
- (2) 受託者所有機器の設置費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の責めに帰すべき事由又は委託者の意向による受託者所有機器の修理、取替等に要する費用は、委託者の負担とする。

## 6 故障時の対応

- (1) 受託者は、エレベーターの故障、異常及び不具合等へ対応するため、24時間出動できる体制を整え、不時の故障・事故に対し、最善の手段で対処すること。

- (2) 受託者は、故障、災害により、エレベーターに閉じ込め又は機能停止が生じた場合は、エレベーターかご内と受託者の管制センター又はサービス拠点との間で、インターホンとカメラで、直接、状況の確認と通話ができるようにし、委託者等から連絡を受け、可能な限り速やかに適切な処置を講じるよう努めること。
- (3) 閉じ込め故障による利用者救出等やむを得ない場合には、委託者の許可を待たずに有償の作業を実施することを可能とする。

## 7 消耗部品

作業に必要な次に掲げる消耗部品（通常の使用による摩耗・劣化により、補完・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等）については、受託者の負担とする。

制御盤内ヒューズ・制御盤内抵抗管・かごドア装置駆動用ベルト・給油器油芯（繊維）・ドアシュー（戸の脚）・照明ランプ、スターター・インジケータ用ランプ・操作盤・乗場押ボタン用ランプ・かご室内停電灯用ランプ・点検用オイル、グリス類・ウェス、サンドペーパー・ビス、ナット、ワッシャー・メモリーバックアップ用電池・その他これらに類する部品

## 8 修理又は取替えの範囲

- (1) 受託者は、機器・装置に対して、機能維持を図るために必要と認めた場合は、修理または取替えを行うこと。修理又は取替えの範囲は別表2のとおりとし、修理または取替えに伴う費用は受注者の負担とする。
- (2) 修理又は取替えの範囲は、エレベーターを通常使用する場合に生ずる摩耗及び損傷に限り、次の事項については、含まないものとする。
  - ① 委託者及び使用者の不注意、不適当な使用、管理その他の受託者の責めに帰することができない事由により生じる対象設備の異常、故障、破損等による部品の修理・取替え
  - ② 地震、台風、落雷、類焼、爆発、冠水その他不可抗力により発生する部品の修理・取替え
  - ③ 関係法令の改正又は官公庁の命令若しくは指導による対象設備の改修・新規付加物の設置に関する工事
  - ④ 意匠部分（かご、かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、敷居、乗場戸、三方枠）の塗装・メッキ直し・清掃又は取替え
  - ⑤ 巻上機・制御盤等の一式取替工事、一切の建築関係工事
- (3) 受託者は、エレベーターの保守に必要なエレベーター製造業者が製造・供給又は指定する部品の十分なストックと、安定供給に努めるものとする。
- (4) 作業によって発生する撤去品及び残材は、受託者の負担において引取るものとし、速やかに搬出し、適切に処分すること。

## 9 作業報告

受託者は、4に掲げる保守点検作業終了後に、毎回、作業報告書を委託者に提出すること。作業報告書は、別表1の点検項目を網羅し、計測値の記載、写真の貼付等により、可能な限り、具体的な作業結果を記載すること。

また、遠隔監視又は遠隔点検を行った場合は、別表3において定める項目について、異常の兆候と処理内容及び遠隔点検期間末日の状態を含む総合所見を加えた報告書を作成し、委託者に提出すること。

## 10 安全の保持

受注者は、本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、特に次に掲げる点に留意し、安全の保持に努めなければならない。

- (1) 常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。
- (2) 受注者の従業員及び第三者、生徒等に対する事故防止、当該設備及び他の物品に損傷を与えないように留意すること。万が一、事故または損傷が発生した場合は、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守し、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。
- (4) 発注者の業務若しくは来校者の迷惑のかからないよう十分配慮すること。

(5) 建物、設備及び備品等に損害を与えた場合は、受注者が損害賠償の責を負うこと。

## 11 その他

(1) 本件業務にかかる専用電話回線の料金は受託者の負担とする。

(2) 本件業務に使用する材料は、エレベーター製造業者が製造・供給又は指定する部品とし、良好な品質のものとする。

(3) 受託者は、本件業務により発見した破損、故障等は、ただちに委託者に報告するとともに、必要に応じた措置を行うこと。

(4) 本仕様書に記載されていない事項であっても必要と求められる場合は、委託者の指示に従って契約金額の範囲内で実施するものとする。

(別表1)

点検項目	点検内容	点検周期
1. 機器類		
a. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	① 作動の良否を点検する。 ② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。 ③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電動機主回路・制御回路・信号回路・照明回路 ④ 主開閉器の操作及び作動の良否を点検する。 ⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無を点検する。 ⑥ 制御盤内の清掃を実施する。 ⑦ プリント板の汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。	3月 1年 1年 6月 6月 1年 6月
b. 制御盤カバースイッチ	スイッチの作動の良否を点検する。	3月
c. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無を点検する。 ② 歯当りの良否を点検する。 ③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。 ④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無を点検する。 ⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	3月 1年 1年 1年 1年
d. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無を点検する。 ② ブレーキシュー、アーム及びプランジヤーの作動の良否を点検する。 ③ プランジヤーストロークを点検し、その良否を確認する。 ④ ブレーキスイッチ接点の脱落、荒損及び摩耗の有無を点検する。 ⑤ ブレーキライニング摩耗の有無を点検する ⑥ 制動力をチェックし、その良否を確認する。	3月 6月 6月 6月 1年 1年
e. 電動機	① 作動の良否を点検する。 ② 異常音、異常振動及び異常温度の有無を点検する。 ③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータの作動の良否を点検する。 ④ 電動機用冷却ファンの作動の良否を点検する。 ⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	3月 3月 3月 3月 1年
f. かご側調速機	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。 ④ エンコーダの作動の良否を点検する。 ⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	3月 1年 1年 3月 1年
g. 釣合おもり側調速機	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。 ④ エンコーダの作動の良否を点検する。 ⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	3月 1年 1年 3月 1年
h. 機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。	1年
i. かご速度検出器	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 正しく機能していることを確認する。	6月 6月
2. かご		
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無を点検する。	3月
b. かご室の周壁、天井及び床	摩耗、さび及び腐食による劣化の有無を点検する。	3月
c. かごの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。 ② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。	3月 1年

	③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	3月
d. かごの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。 ② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	6月 6月
e. かごの戸連結動ロープ及びチェーン	連結ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗及び取付け状態の良否を点検する。	1年
f. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6月 6月
g. かごの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6月 3月
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否を点検する。 ② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無を点検する。	3月 1年
i. かご操作盤	① 作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	3月 3月
j. かご内位置表示灯	球切れの有無を点検する。	3月
k. 外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否を点検する。 ② 装置の異常の有無を点検する。 ③ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無を点検する。	3月 3月 3月
l. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無を点検する。 ② 照明カバーの取付け状態の良否、汚れの有無を点検する。	3月 3月
m. 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否を点検する。 ② ルーバーの汚れの有無を点検する。	3月 3月
n. 停止スイッチ	作動の良否を点検する。	3月
o. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否を点検する。	3月
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否を点検する。 ② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。	3月 1年
q. 各階強制停止装置	作動の良否を点検する。	6月
r. かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁との水平距離が規定値内にあることを確認する。	1年
s. 光電装置	作動の良否を点検する。	3月
t. 側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否を点検する。	1年
u. 専用操作盤【車いす兼用の場合に限る】	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	3月 3月
v. 鏡及び手すり【車いす兼用の場合に限る】	取付け状態の良否を点検する。	3月
w 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることを確認する。	3月
3. かごの周囲及び昇降路		
a. かごの上部の外観	汚れの有無を点検する。	3月
b. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否を点検する。	6月

	② 救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認する。	6月
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。 ② 開閉機構の取付け状態の良否を点検する。 ③ 軸受の異常音及び異常温度の有無を点検する。 ④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無を点検する。 ⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無を点検する。 ⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。 ⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態を点検する。 ⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無を点検する。 ⑨ 制御抵抗管の状態を点検する。	3月 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年
d. かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否を点検する。	6月
e. おもりのつり車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1年 1年 1年 1年
f. ガイドシュー又はガイドローラー	取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。	1年
g. 主索及び調速機ロープ	① 摩耗及びさびの有無を点検する。 ② 破断の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無を点検する。 ④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。	1年 1年 1年 6月
h. 主索の緩み検出装置	作動の良否を点検する。	1年
i. ガイドレール及びレールブラケット	① 取付け状態の良否を点検する。 ② さび、変形及び摩耗の有無を点検する。	6月 1年
j. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。	1年
k. 釣合おもり	取付け状態の良否を点検する。	6月
l. 釣合おもりの非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1年 1年
m. 上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6月 6月
n. 頂部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。	6月 6月
o. 頂部綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1年 1年 1年 1年
p. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。	1年
q. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否を点検する。 ② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。	1年 1年
r. 着床装置	作動の良否を点検する。	3月
s. 給油器	① 給油機能の状態を点検する。	6月

	② 油量の適否を点検する。	6月
t. 終端階強制減速装置	作動の良否を点検する。	1年
u. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。 ② エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。 ③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無を点検する。 ④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1年 6月 1年 1年
4. 乗場		
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	3月 3月
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無を点検する。	3月
c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことを確認する。	1年
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。 ② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。 ③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	6月 1年 3月
e. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	3月 6月
f. ドアクローザー	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。	6月
g. 乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。 ② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	1年 1年
h. 乗場の戸連結動ロープ及びチェーン	連結ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗及び取付け状態の良否を点検する。	1年
i. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6月 6月
j. 光電装置など	作動の良否を点検する。	3月
k. ブレーキ開放装置	機能の良否を点検する。	1年
5. ピット		
a. 環境状況	① 漏水の有無を点検する。 ② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	3月 6月
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1年
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1年 1年
d. かご下綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1年 1年 1年 1年
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否を点検する。 ② スプリング又はプランジャーのさびの有無を点検する。 ③ 油入式の場合は、作動油の油量の適否を点検する。	6月 6月 1年
f. 调速機ロープ用及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ ピット床面との隙間の適否を点検する。 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	3月 1年 1年 1年

g. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。 ② 取付け状態の良否及び損傷、劣化の有無を点検する。	1年 1年
h. 下部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6月 6月
i. 底部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動させた場合に、底部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。	6月 6月
j. かご下降防止装置	機能の良否を点検する。	1年
k. ピット冠水スイッチ	作動の良否を点検する。	1年
l. 釣合ロープ(鎖)及び取付部	取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断、劣化の有無を点検する。	1年
m. 釣合おもり底部隙間	かごが最上階に着床している時の釣合おもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることを確認する。	1年
n. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1年
<b>6. 付加装置</b>		
a. 中央監視盤	① 表示灯の球切れの有無を点検する。 ② スwitchの作動の良否を点検する。 ③ 連絡装置の呼出し及び通話機能に異常がないことを確認する。	3月 1年 3月
b. 地震時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1年
c. 火災時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1年
d. 自家発時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1年
e. 停電時救出運転装置	① 作動の良否を点検する。 ② バッテリー液に不足がないことを確認する。	1年 3月
f. ピット冠水時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1年
g. 閉じ込め時リスタート運転装置	作動の良否を点検する。	1年
h. 長尺物振れ管制運転装置	作動の良否を点検する。	1年
i. 緊急地震速報連動運転装置	作動の良否を点検する。	1年
j. 自動診断回復旧運転装置	作動の良否を点検する。	1年
k. オートアナウンス装置	作動の良否を点検する。	3月
l. 遠隔監視装置	作動の良否を点検する。	1年
m. 超音波ドアセーフティ	作動の良否を点検する。	3月
n. マルチビームドアセーフティ	作動の良否を点検する。	3月
o. 乗場戸遮煙構造	遮煙構造の機能を確認する。	1年
p. 戸開走行保護装置	戸開走行保護装置 (UC 月 P) の点検をする。	1年

(別表2)

設置場所	品名	部品名
ピット	受電盤、制御盤	リチウム電池、NFブレーカ、主回路コンタクタ、ブレーキ回路コンタクタ、その他回路コンタクタ、プリント基板、主回路電解コンデンサ、インバータ、コンバータ、冷却ファン、非常電源用バッテリー
	停電時着床装置	月ELD用コンタクタ
	巻上機	ブレーキシュー（ライニング）、ブレーキスイッチ組立、エンコーダ、防振ゴム
	調速機用張り車	シーブ（カゴ側）
	地震感知器	地震感知器（S波）
昇降路	頂部返し車	軸受（カゴ側）、軸受（オモリ側）、シーブ（カゴ側）、シーブ（オモリ側）
	調速機	調速機本体（カゴ側）
	昇降路内スイッチ	終点スイッチ、着床装置
	巻上ロープ	巻上ロープ切詰、巻上ロープ
	調速機ロープ	調速機ロープ切詰、調速機ロープ（カゴ側）
	つり合いオモリ	オモリ側ガイドシュー、吊り車軸受、シーブ
	秤装置	秤装置ゴム座、秤装置ワイヤー、秤基盤、秤装置組立
	移動ケーブル・配線	プロテクター取付・補修、かご回り配線、移動ケーブル、その他ケーブル
	レール給油器	給油器
かご	かご吊り車	軸受、シーブ
	かご戸装置	ドアレール、ドアハンガー、ゲートスイッチ、レバー機構、リトラクタブルベーン、連動（歯付）ベルト
	ドアマシン	プーリ（スプロケット）、駆動ベルト、位置スイッチ組立、ドアモーター
	セイフティシュー	キャプタイヤコード、アーム（接触棒含む）、スイッチ
	戸閉安全検出	月BSセンサー部、月BSコントローラ
	照明器具	蛍光灯、安定器
	かご上ステーション	プリント基板、電解コンデンサ、電源装置（電源基盤）
	かご廻り機器	かご操作盤電源装置、かご操作盤内基盤、かご側ガイドシュー、かご防振ゴム、かご内用ファン
乗場	乗場の戸	ドアシュー（基準階）、ドアシュー（一般階）、ドアレール（基準階）、ドアレール（一般階）、ドアハンガー（基準階）、ドアハンガー（一般階）、連動ロープ（基準階）、連動ロープ（一般階）、綱カケ滑車（基準階）、綱カケ滑車（一般階）、インターロック（基準階）、インターロック（一般階）、戸の引き手・ローラ（基準階）、戸の引き手・ローラ（一般階）、クローザー
	乗場関連機器	乗場定電圧電源装置（電源基盤）、乗場操作盤内基盤
	遮煙ドア	ドア気密材下部（基準階）、ドア気密材下部（一般階）、ドア気密材下部以外（基準階）、ドア気密材下部以外（一般階）、

